

議員提出議案第 2 号

伊丹市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

伊丹市議会会議規則の一部を改正する規則を別記のとおり制定する。

令和 6 年 1 0 月 1 1 日 提出

提出者

伊丹市議会議員 公明党 篠原 光宏

伊丹市議会議員 新政会 杉 一

伊丹市議会議員 伊丹維新の会 齊藤 真治

伊丹市議会議員 フォーラム伊丹 山 蘭 有理

伊丹市議会議員 創政会 川井田 清香

伊丹市議会議員 日本共産党伊丹市議会議員団 服部 好廣

伊丹市議会議員 高塚 伴子

理 由

伊丹市議会委員会条例（昭和 4 1 年伊丹市条例第 3 6 号）第 1 5 条の 2 第 1 項の規定に基づきオンラインによる方法により委員会を開催する場合に、委員の賛否を明確に確認できるよう挙手による表決を可能とするため。

伊丹市議会会議規則の一部を改正する規則（令和 6 年伊
丹市議会規則第 号）

伊丹市議会会議規則（昭和 4 1 年伊丹市議会規則第 1 号）の一部
を次のように改正する。

目次中「第 1 1 9 条（起立による表決）」を「第 1 1 9 条（
起立または挙手による表決）」に改める。

第 1 1 9 条の見出し中「起立」の右に「または挙手」を加え、同
条第 1 項中「を起立」の右に「または挙手」を、「起立者」の右に
「または挙手者」を加え、同条第 2 項中「起立者」の右に「または
挙手者」を加える。

第 1 2 5 条ただし書中「起立」の右に「または挙手」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。